

船舶事故調査報告書

平成27年10月29日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成26年9月15日 17時20分ごろ
発生場所	岡山県岡山市犬ノ島北西方沖 久久井港A防波堤西灯台から真方位147° 1.27海里付近 （概位 北緯34°34.04′ 東経134°05.58′）
事故調査の経過	平成26年10月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート プロジェクト エフ Project F、19トン 243-21949岡山、個人所有 11.98m (Lr) × 4.83m × 2.45m、FRP ディーゼル機関2基、441kW（合計）、平成3年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 60歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成2年10月9日 免許証交付日 平成25年10月31日 （平成30年10月30日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	左舷船尾船底部に破口及び左舷プロペラに曲損
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人2人を乗せ、クルージングの目的で、岡山市岡山港を出港し、岡山県瀬戸内市牛窓港を経て香川県土庄町豊島に向かった。</p> <p>船長は、フライングブリッジで操船を行い、犬ノ島北西方沖に鰐礁という干出岩が存在することを知っていたが、犬ノ島北岸沖を航行する状況となったとき、いつもより犬ノ島に近いと思ったものの、前路に航行の障害となるものが見当たらなかったため、このままの針路でも鰐礁の沖を通過できると思い、約25ノットの対地速力で南西進した。</p> <p>船長は、鰐礁付近を通過中、平成26年9月15日17時20分ごろ、船尾付近からゴーンという音と共に震動を感じ、船体が横揺れを始めたので、浅瀬に接触してプロペラを損傷したと思い、船体を確認したところ、後部にある船室に浸水しているのを認め、鰐礁に乗り</p>

	<p>揚げたことに気付いた。</p> <p>船長は、主機が動いていたので岡山港まで帰航できると思い、岡山港に向けて航行していたところ、浸水が激しくなってきたことから、岡山港にあるマリーナに救助を要請した。</p> <p>本船は、岡山県備前市久久井漁港沖で、来援した救助船にえい航されて航行していたが、浸水が増して久久井漁港北西方沿岸に座洲し、その後、引き揚げられた。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期</p>
その他の事項	<p>船長は、鰐礁の存在を知っていたので、日頃犬ノ島から目測で約300m離して鰐礁の沖を航行していた。</p> <p>船長は、本事故時の潮汐を把握していなかった。</p> <p>本船は、操舵室及びフライングブリッジにGPSプロッターを装備しており、拡大レンジにすると鰐礁が表示されたが、本事故当時、フライングブリッジ側のGPSプロッターが故障していた。</p> <p>鰐礁は、本事故時、海面上に露出していなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、犬ノ島北方沖を南西進中、船長が、前路に航行の障害となるものが見当たらなかったため、鰐礁の沖を通過できると思い、操舵室のGPSプロッターで船位の確認を行わなかったことから、鰐礁に接近して航行し、鰐礁に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、鰐礁という干出岩が存在することを知っていたが、潮汐に配慮していなかったことから、前路に航行の障害となるものが見当たらなかったことで、鰐礁の沖を通過できると思った可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、犬ノ島北方沖を南西進中、船長が、前路に航行の障害となるものが見当たらなかったため、鰐礁の沖を通過できると思い、操舵室のGPSプロッターで船位の確認を行わなかったため、鰐礁に接近して航行し、鰐礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GPSプロッターを活用して干出岩等の障害物の位置を確認すること。

付図1 事故発生経過概略図

